六　直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。
七　公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
八　都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

第七十三条に次の一号を加える。

十一　国土審議会土地政策分科会の庶務に関すること。

第七十三条を第七十四条とする。

第七十二条第一号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二　不動産・建設経済局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（国際市場課及び情報活用推進課の所掌に属するものを除く。）。
三　土地の使用及び収用に関すること（土地政策課の所掌に属するものを除く。）。
四　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第七十二条第五号から第十号までを削り、同条第十一号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第七十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（国際市場課の所掌事務）

第七十二条　国際市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
二　不動産・建設経済局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
三　不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。
四　建設業者及び建設コンサルタント（第八十条において「建設業者等」という。）の労働力の調達（外国人に係るものに限る。）に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

（情報活用推進課の所掌事務）

第七十三条　情報活用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産・建設経済局の所掌事務に関する情報通信技術の活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
二　土地に関する総合的かつ基本的な政策（地理空間情報の活用の推進に係るものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
三　土地に関する総合的かつ基本的な政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること。
四　地理空間情報を活用した不動産取引の円滑化に関すること。

第七十七条中「総務課及び不動産市場整備課」を「他課及び参事官」に改める。

第七十九条第一号中「総務課」を「国際市場課」に改める。

第八十条第一号中「建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同条第三号中「こと」の下に「（国際市場課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第八号中「総務課」を「国際市場課」に改める。

第八十五条を削り、第八十四条を第八十五条とする。

第八十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第八十四条とする。

第八十二条を第八十三条とし、第八十一条を第八十二条とし、第一章第二節第三款第四目中第八十条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第八十一条　参事官は、不動産の管理に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務をつかさどり、又は命を受けて不動産・建設経済局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第八十六条第四号中「国土政策局及び」の下に「不動産・建設経済局並びに」を加える。

第八十八条第十五号、第百十九条第三号及び第百二十五条第三号中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

第二百八条第五項を次のように改める。

5　中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の総務部長はそれぞれ中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の副局長の職を占める者を、四国地方整備局の総務部長は四国地方整備局の次長の職を占める者をもって充てられるものとする。

附則第四条中「第七条第十八号」を「第七条第十七号」に改める。

附則第八条中「第六十七条各号」を「第六十六条各号」に改める。

附則第九条中「第六十八条」を「第六十七条」に改める。

附則第十条中「第七十条各号」を「第六十九条各号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（建設業法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「土地・建設産業局」を「不動産・建設経済局」に改める。

一　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第十一条及び第三十一条
二　地価公示法施行令（昭和四十四年政令第百八十号）第二条第六項
三　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）第十一条第二項及び第三項ただし書

（国土審議会令の一部改正）

第三条　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の表土地政策分科会の項中「土地・建設産業局総務課」を「不動産・建設経済局土地政策課」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第四条　建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条のうち国土交通省組織令第四条第十号及び第四十七条第六号の改正規定中「第四条第十号」を「第四条第九号」に改める。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三